

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 4 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行による。

立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

立川市総合福祉センター条例（平成6年立川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(事業) 第2条 福祉センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) ……略…… (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第1号及び第2号<u>の定めによる便宜</u>の供与並びに同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに関すること。 (3)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第46条の2の規定による正しい知識の普及並びに同法第47条第3項に規定する相談及び援助</u>に関すること。 (4) ……略…… (利用料金の減免) 第3条の3 指定管理者は、利用者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、利用料金を減免することができる。ただし、要介護者等として利用するときは、この限りでない。 (1)及び(2) ……略…… (利用の不承認) 第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、福祉センターの利用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… (開館時間)	(事業) 第2条 福祉センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) ……略…… (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第1号及び第2号<u>に掲げる便宜</u>の供与並びに同法第20条の7に規定する老人福祉センター及び同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに関すること。 (3)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第46条及び第47条第3項に規定する相談指導等</u>に関すること。 (4) ……略…… (利用料金の減免) 第3条の3 指定管理者は、利用者が次の各号の<u>一に</u>該当する場合においては、利用料金を減免することができる。ただし、要介護者等として利用するときは、この限りでない。 (1)及び(2) ……略…… (利用の不承認) 第4条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合においては、福祉センターの利用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略…… (開館時間)

第6条 福祉センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) ……略……

2～4 ……略……

(利用条件の変更等)

第6条の2 市長は、利用の承認を受けた者（以下「承認者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

第6条 福祉センターの開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) ……略……

2～4 ……略……

(利用条件の変更等)

第6条の2 市長は、利用の承認を受けた者（以下「承認者」という。）が次の各号の一に該当する場合においては、利用条件を変更し、利用を停止させ、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

